

委員会提出議案第3号

さいたま市老人憩いの家条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市老人憩いの家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年3月20日提出

さいたま市議会保健福祉委員会

委員長 井上伸一

さいたま市老人憩いの家条例の一部を改正する条例

さいたま市老人憩いの家条例（平成13年さいたま市条例第151号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 1～3 [略] <u>(業務の休止)</u> 4 <u>第3条の規定にかかわらず、老人憩いの家高戸 荘は、当分の間、同条各号に掲げる業務を休止す る。</u>	附 則 1～3 [略]

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。